

家事援助は「生活援助型訪問サービス」に移行します

Q. 生活援助型訪問サービスって どんなサービス？



A. 洗濯、調理、掃除等の日常生活に必要な動作の一部をご自身で行うことが難しい方に対して、専門的な資格をもつヘルパーだけでなく、廿日市市の規定する研修を修了した生活支援員も提供する家事援助のみのサービスです。

家事援助のみのサービスに限定しているため、従来の訪問介護サービスと比べて利用料を抑えてあります。



生活援助型訪問サービスで出来ること



●掃除・洗濯・調理などの家事援助
今までの訪問介護で提供されてきた家事援助と同じ内容のサービスを提供できます。

生活援助型訪問サービスで出来ないこと

- 入浴、排せつ等の身体介護
- 自家用車の洗車や清掃、大掃除など
- 草むしりや花木の手入れ、ペットの世話
- 利用者以外のための家事
- 医療行為
- 金銭管理

対象者

介護保険の要支援1・2の認定を受けた方や基本チェックリストにより、事業対象者※1と判定された方で一人暮らしや同居家族が障害や病気、高齢などのため日常生活に必要な家事ができない方

※1事業対象者とは「基本チェックリスト」等により生活機能低下を認められた方です。

生活援助型訪問サービスへの移行について

平成30年4月より家事援助のみのサービスで、身体介護がない場合、原則「生活援助型訪問サービス」へ移行となります。移行にあたりサービス提供事業者が変更になる場合もありますので、御了承ください。

月1回からでも利用できるのね。

●サービス利用について

- ・地域包括支援センターはつかいち TEL (0829) 30-9158
- ・地域包括支援センターさいき TEL (0829) 72-2828
- ・地域包括支援センターおおの TEL (0829) 50-0251

●制度について

- ・廿日市市役所 高齢介護課
 包括ケア推進グループ
 TEL (0829) 30-9167